

○奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱

【令和3年3月19日 告示第126号】

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における犯罪を防止又は抑止するために防犯カメラを設置しようとする団体に対し、予算の範囲内で設置に要する費用の一部について奈良市防犯カメラ設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 団体 市内の自治会その他これに類する団体をいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪の防止又は抑止を主たる目的として、不特定多数の者が利用する施設等（市内に存するものに限る。）に団体が継続的に設置するカメラであって、画像表示装置又は画像記録装置を有するものをいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、団体のうち次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自治会等が設置する防犯カメラ設置及び運用に関する奈良市ガイドライン（平成29年策定。以下「ガイドライン」という。）を遵守する団体であること。
- (2) ガイドラインに適合する防犯カメラの運用基準を定めている団体であること。
- (3) 防犯カメラを新たに購入し、設置する団体であること。
- (4) 防犯カメラの設置場所について、管轄警察署の助言を受けていること。
- (5) 防犯カメラを設置する場所の所有者等の同意又は許可を得ていること。
- (6) 防犯カメラの設置に対し、他の法令等により、国、県又は市から同種の補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 市税の滞納がない団体であること。
- (8) 暴力団等（奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）に該当しないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用とする。

- (1) 防犯カメラの購入費又は賃借費（賃借費にあつては、設置初年度に限る。）
- (2) 防犯カメラ設置表示板の購入費
- (3) 防犯カメラ設置工事費（既存の設備の撤去又は移設に要する経費及び土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費を除く。）

(4) その他市長が必要と認める費用

2 前項の規定にかかわらず、防犯カメラの保守費用、修理費用及び電気料金等の維持管理費等については、補助の対象外とする。

第5条 削除

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が200,000円を超える場合は、200,000円とする。

2 補助金の交付は、同一の団体につき当該年度において1回限りとする。

(交付申請)

第7条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、奈良市防犯カメラ設置補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 第3条第2号に規定する防犯カメラの運用基準

(2) 防犯カメラの設置に要する費用の見積書

(3) 設置する防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等の資料

(4) 防犯カメラの設置箇所及び撮影範囲を明記した図面

(5) 防犯カメラの設置場所の現況写真

(6) 防犯カメラを設置する場所の所有者等の権利者から許可を得たことを証する書類

(7) 自治会の議事録の写し等、防犯カメラの設置が申請者の総会等により決定されたことを証する書類

(8) 市税納付状況調査書兼暴力団等の排除及び防犯カメラ設置場所照会に関する同意書（別記第2号様式）

(9) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、交付の可否を決定し、奈良市防犯カメラ設置補助金交付（不交付）決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定について、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(設置の変更・中止)

第9条 申請者は、第7条の申請後に当該事業の内容を変更又は中止をしようとするときは、速やかに奈良市防犯カメラ設置補助金事業変更・中止承認申請書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(事業の完了報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、奈良市防犯カメラ設置補助金事業完了報告書（別記第5号様式）

に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置に要した費用が明記された領収書の写し
- (2) 防犯カメラ設置後の状況が確認できる写真
- (3) 設置した防犯カメラで撮影した画像を印刷したもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金額)

第11条 市長は、前条の提出を受けた場合において、当該提出に係る書類等を審査し、
適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、奈良市防犯カメラ設置補助金確
定通知書（別記第6号様式）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第12条 補助事業者は、前条の通知を受けた場合、奈良市防犯カメラ設置補助金交付請
求書（別記第7号様式）を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金
交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他この要綱に違反したと認められるとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付され
ているときは、申請者に対し、奈良市防犯カメラ設置補助金返還命令書（別記第8号様
式）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(処分の制限)

第15条 申請者は、補助金の交付を受けた日から5年を経過する前において、当該補助
金の交付を受けた防犯カメラを処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請
書（別記第9号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(関係書類の保管)

第16条 対象者は、防犯カメラの設置に係る関係書類を、設置した年度の終了後5年間
保管しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別
に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年5月16日告示第314号）

この告示は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱第6条第2項の規定は、この告示の施行の日以後に申請される補助金の交付について適用し、同日前に申請された補助金の交付については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

奈良市防犯カメラ設置補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申 請 者

住所又は所在地

氏名又は団体名
及び代表者氏名

奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

補 助 年 度	年 度	補助金の名称	奈良市防犯カメラ設置補助金
補助事業の目的及び内容			
補助事業の経費所要額		円	
交 付 申 請 金 額		円	
補助事業等の完了予定年月日		年 月 日	
添 付 書 類		1 防犯カメラの運用基準 2 防犯カメラの設置に要する費用の見積書 3 設置する防犯カメラの概要が分かる図面及び カタログ等の資料 4 防犯カメラの設置箇所及び撮影範囲を明記し た図面 5 防犯カメラの設置場所の現況写真 6 防犯カメラを設置する場所の所有者等の権利 者から許可を得たことを証する書類 7 自治会の議事録の写し等、防犯カメラの設置 が申請者の総会等により決定されたことを証す る書類 8 その他市長が必要と認める書類	
※主 務 課 長 の 意 見			

注 ※印の欄は記入しないこと。

第2号様式（第7条関係）

市税納付状況調査書兼暴力団等の排除及び防犯カメラ設置場所照会に関する同意書

奈良市防犯カメラ設置補助金に係る申込みに当たり、私の市税の納入状況について、申請の審査のために必要な限度において、調査されることに同意します。

また、奈良市暴力団排除条例の趣旨に基づき、奈良市防犯カメラ設置補助金交付申請書に記載された者が、暴力団員等であるか否かの確認及び防犯カメラの設置場所について所管警察への照会を行っているか否かの確認について、奈良県警察本部、奈良警察署及び奈良西警察署に対して照会が行われる場合があることに同意します。

年 月 日

（宛先）奈良市長

申 請 者

住所又は所在地

氏名又は団体名
及び代表者氏名

第3号様式（第8条関係）

奈良市防犯カメラ設置補助金交付（不交付）決定通知書

奈良市指令 第 号

申請者

住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名

様

年 月 日付で申請のあった補助金等の交付については、次のとおり決定したので奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

年 月 日

奈良市長

印

交付 ・ 不交付

補助年度	年度	補助金の名称	奈良市防犯カメラ設置補助金
補助事業の目的及び内容			
補助対象金額（補助率）		円（1/2・上限200,000円）	
交付決定金額		円	
交付条件		1 補助事業等の内容、経費の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。 2 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。 3 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して	

注 この交付決定に対して不服がある場合は、この通知書を受領した日から起算して15日以内に文書で申請の取下げをすることができます。

様式第4号（第9条関係）

奈良市防犯カメラ設置補助金事業変更・中止承認申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申 請 者

住所又は所在地

氏名又は団体名
及び代表者氏名

奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	奈良市指令 第 号
補 助 年 度	年度	補 助 金 の 名 称	奈良市防犯カメラ設置補助金
補助事業の変更の内容			
変更又は中止の理由			
変更又は中止の年月日	年 月 日（予定）		
添 付 書 類			

第5号様式（第10条関係）

奈良市防犯カメラ設置補助金事業完了報告書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

補助事業者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	奈良市指令 第 号
補 助 年 度	年 度	補 助 金 の 名 称	奈良市防犯カメラ設置補助金
補助事業の完了年月日	年 月 日		
補助金の交付決定金額			円
補助事業の経費精算額			円
補助事業の経過及び内容			
添 付 書 類	1 防犯カメラの設置に要した費用が明記された領収書の写し 2 防犯カメラ設置後の状況が確認できる写真 3 設置した防犯カメラで撮影した画像を印刷したもの 4 その他市長が必要と認める書類	※ 報告事項審査結果 (主務課長)	

注 ※印の欄は記入しないこと。

第6号様式（第11条関係）

奈良市防犯カメラ設置補助金確定通知書

第 号
年 月 日

補助事業者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名 様

奈良市長

印

年 月 日付で事業完了届のあった補助事業については、次のとおり補助金等の額を確定したので、奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	奈良市指令 第 号
補 助 年 度	年 度	補 助 金 の 名 称	奈良市防犯カメラ設置補助金
補 助 金 の 交 付 決 定 金 額		円	
補助事業の経費精算額（補助対象金額）		円	
補 助 率			
補 助 金 の 交 付 確 定 金 額		円	

第7号様式（第12条関係）

奈良市防犯カメラ設置補助金請求書

年 月 日

（宛先）奈良市長

補助事業者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	奈良市指令 第 号
補 助 年 度	年 度	補 助 金 の 名 称	奈良市防犯カメラ設置補助金
補 助 事 業 の 名 称			
補助金の交付決定金額			円
補助金の交付確定金額			円
交 付 請 求 金 額			円

第8号様式（第14条関係）

奈良市防犯カメラ設置補助金等返還命令書

奈良市達 第 号

補助事業者
住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名 様

奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

奈良市長



返 還 金 額				円
返 還 期 限	年 月 日			まで
返 還 理 由				
返 還 方 法				
指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	奈良市指令 第 号	
補 助 年 度	年度	補助金等の名称	奈良市防犯カメラ設置補助金	
補助金の交付決定金額				円
補助金の既交付金額及び 交付年月日				
補助金の交付確定金額				円

第9号様式（第15条関係）

財産処分承認申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

補助事業者
住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名

奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり財産処分の承認を申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	奈良市指令 第 号
処分の方法	該当する項目を○で囲んで下さい。 売却・譲渡・交換・貸与・担保・廃棄 その他（ ）		
処分の時期	年 月 日から （ 年 月 まで）		
処分の理由			
処分の条件			